


平成 22 年改正「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」 が平成 23 年 4 月 1 日より施行されました！

廃棄物の適正な処理の推進、及び廃棄物の適正な循環的利用の促進を図るため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が一部改正され、平成 23 年 4 月 1 日より施行されました。

処理業者の皆様方に関連する主な改正内容は以下の通りです。なお、改正内容の全般・詳細については、以下の環境省ホームページをご覧ください。

 http://www.env.go.jp/recycle/waste_law/kaisei2010/index.html
(環境省HP→廃棄物・リサイクル(廃棄物処理)→平成 22 年改正廃棄物処理法について)

1. 産業廃棄物処理業者に関する改正事項

(1) 優良産廃処理業者の認定制度（改正法第 14 条第 2 項等関係）

事業の実施に関する能力や実績が一定の要件を満たす産業廃棄物処理業者は「優良産廃処理業者」として認定を受けることができ、優良産廃処理業者と認められた場合には、通常 5 年の許可の有効期間が 7 年に延長されます。



<優良処理業者の認定の申請時期> 産業廃棄物処理業の許可の更新申請時

※ただし、経過措置により、改正法施行時に許可を有している者（5年以上の許可業の実績が必要）は当該許可の有効期間中、随時に優良確認の申請を行うことができます。

<優良処理業者の要件> 以下の要件を全て満たしていること

- ① 許可の有効期間において特定不利益処分（許可取消しや停止命令等）を受けていないこと。
- ② 法人の基礎情報、取得した産業廃棄物処理業等の許可の内容、廃棄物処理施設の能力や維持管理状況、産業廃棄物の処理状況等の法令で定められた情報を、一定期間継続してインターネットで公表し、かつ、所定の頻度で更新していること。
- ③ 事業活動に係る環境配慮の取組が、ISO 14001 等の認証制度により認められていること。
- ④ 電子マニフェストシステムに加入しており、電子マニフェストが利用可能であること。
- ⑤ 財務体質の健全性に係る基準
- ⑥ 5年以上継続して産業廃棄物処理業等の許可を受けていること。

※優良産廃処理業者認定制度の詳細については「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」をご参照ください。

(2) 処理困難時における委託者（排出事業者）への通知（改正法第 14 条第 13 項等）

委託を受けている産業廃棄物の処理が困難となった処理業者は、処理が困難となった日から 10 日以内にその旨を委託者（排出事業者）へ通知し、通知の写しを 5 年間保存しなければなりません。

<処理困難通知を行う事由>



- ① 施設の故障、事故により保管量が上限に達したとき
- ② 事業の廃止
- ③ 施設の休廃止
- ④ 埋立終了（最終処分場に限る）
- ⑤ 事業停止命令及び許可取消処分
- ⑥ 改善命令や措置命令により保管量が上限に達したとき



※違反した場合、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金

※処理困難通知を受取った排出事業者は、速やかに運搬、処分の状況を確認し、生活環境保全上の支障の除去等の措置を講ずる必要があります。

(3) マニフェスト不交付時における産業廃棄物の引受の禁止（改正法第 12 条の 4 第 2 項関係）

産業廃棄物の運搬受託者又は処分受託者は、マニフェストの交付を受けずに、産業廃棄物の引渡しを受けてはならず、違反した者に対し 6 月以下の罰金又は 50 万円以下の罰金の罰則が適用されます。

（例外）電子マニフェスト使用、家電リサイクル法・自動車リサイクル法、広域認定業者等のマニフェスト制度の適用が除外されている場合

(4)産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を除く）許可の合理化（法施行令第27条関係）



○ 直送許可について、次の表のとおりとなりました（下線部が変更点）。

業者の行う（行おうとする）直送の範囲が大阪府内の一の政令市※1の管轄区域を越えるか否か	改正法の施行後 （平成23年4月1日～）		改正法の施行前 （～平成23年3月31日）	
	大阪府の許可	政令市の許可	大阪府の許可	政令市の許可
越える	必要※2	取得不可 （不要） ※3	必要（政令市外で積み卸しをする場合） （例：府→堺市）	必要（政令市内で積み卸しをする場合） （例：大阪市→堺市）
越えない	不要	必要	不要	必要

※1 大阪府内では、大阪市、堺市、東大阪市、高槻市が該当

※2 一の政令市から政令市を除く府域に運搬する場合のほか、府内の二以上の政令市で積み卸しする場合（例：大阪市→堺市）も、大阪府の許可が必要となります。

※3 次の場合には、平成23年4月1日をもって政令市の直送許可（以下、「市許可」という。）は失効します。

①改正法の施行前から、大阪府の許可、市許可の双方を有している場合

②改正法の施行前から、市許可を有している場合であって、その後、大阪府の許可を取得したとき

○ 経過措置が設けられていますので、詳細については大阪府又は許可を取得している政令市にお問い合わせください。

○ 産業廃棄物収集運搬業（積替え又は保管を含む）の許可については、特段の見直しは行われません。

2. 産業廃棄物処理施設設置者に関する改正事項

(1)定期検査の受検義務（法第15条の2の2関係）

産業廃棄物処理施設の設置許可を受けた者*は、5年3ヶ月以内ごとに都道府県知事の構造基準の適合状況について、定期検査を受けなければなりません。

(2)維持管理情報の公表（法第15条の2の2関係）

廃棄物処理施設の設置許可を受けた者*は、維持管理計画や維持管理の情報（処分した廃棄物の各月ごとの種類及び数量、焼却施設の燃焼室中の燃焼ガス温度等）をインターネット等により、各月の情報を当該月の翌月の末日までに公表しなければなりません。なお、インターネットでの公表が困難な結果については、CD-ROMの配布や事業場での閲覧での対応で問題ありません。

※(1)及び(2)の対象は、以下の施設の許可を受けた者に限ります。

- 産業廃棄物の焼却施設
- 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設
- 廃PCB等若しくはPCB処理物の分解施設又はPCB汚染物若しくはPCB処理物の洗浄施設若しくは分解施設
- 産業廃棄物の最終処分場



(3)産業廃棄物処理施設における記録の作成（法施行規則第12条の6関係）

産業廃棄物処理施設において事故が発生し、応急の措置を講じた場合には、記録を作成し、3年間（最終処分場の場合は廃止までの間）保存しなければなりません。

(4)熱回収施設設置者認定制度（法第15条の3の3関係）



熱回収施設を設置している者は、施設の技術基準及び能力基準に適合する場合、大阪府の認定を受けることができる制度が創設されました。

詳細については環境省ホームページ中「廃棄物熱回収施設設置者認定マニュアル」をご参照下さい。

3. 注意事項・問い合わせ先

上記改正事項以外でも産業廃棄物処理業者に関係する改正事項が含まれておりますので、必ず冒頭記載の環境省ホームページをご一読下さい。

【問合せ先：大阪府環境農林水産部循環型社会推進室産業廃棄物指導課 06-6210-9571】